

校外学習・宿泊学習・修学旅行における児童生徒の対応について

様式第1号『医療的ケア実施申請書』—医療的ケア実施に係る条件内容より

- (1) 学校行事（校外学習等）への参加は、当日の対象児の体調および見学場所、内容、条件等を考慮した上で、参加の可否を決定します。
 - (2) 宿泊行事の実施において、学校は夜間の健康状態を把握していないため、泊を伴う行事などは、保護者が付添い、医療的ケアを行います。
- * 学校看護師は宿泊学習・修学旅行には帯同しないため、保護者に付き添い及び医ケア実施を依頼する。

【校外学習時の医ケア児の対応について】

- (1) 医療的ケアが必要な場合の対応パターン
 - ①保護者の同行 ②ケアが必要な時間帯に保護者が現地で対応 ③看護師の帯同(R7度より)
 - ④ケアスケジュールの調整（出発前または帰校後、看護師対応）
 - (2) 保護者付添の緩和条件

頻回な医療的ケアを要せず、かつ校外学習当日までの1週間にわたり健康状態が良好である場合は、保護者の付添を緩和することができる。

ただし、保護者が付き添わず、現地で医療的ケアが必要となった場合には、保護者が概ね30分以内に現地へ駆けつけることが可能である旨を事前に確認し、協力を依頼する。
 - (3) 保護者付添の要否の決定

学習時間や場所、健康状態等を考慮し、総務が管理者・担任・部主事・養護教諭・看護師と相談して対応を決める。
 - (4) 急変の可能性がある児童生徒への対応

医師の指示により吸引が必要であり、常に痰の貯留があり急変の可能性がある児童生徒の場合は、緊急時対応の観点から保護者付き添いを依頼する。
 - (5) スクールバス等の車両走行中の医療的ケアの実施
 - ・車両走行中の医療的ケアは原則として実施しない。
 - ・移動中にケアが必要となった場合は、安全な場所に停車した上で実施すること。

※総務は事前にバスの運行ルートを確認し、停車可能な位置を確認しておく。
 - (6) 頻回な医療的ケアが必要な場合の移動手段

吸引等の医療的ケアが頻回に必要な場合は児童生徒を保護者等が運転する別車両で移動させる。
 - (7) 保護者が同行する場合は原則として児童生徒とともに学校バスに乗車する。ただし、(6)の場合はこの限りではない。
 - (8) 健康状態による参加判断
 - ・登校時の健康チェックにより、校外学習への参加が困難と判断された場合は、学校内での活動に切り替える。
 - (9) 保護者が付き添う場合の健康チェック方法
 - ① 現地集合・現地解散の場合：健康チェックなし、保護者が対応する。
 - ② 学校出発の場合… 登校時にケア室・保健室にて通常どおりチェックを行い、帰校直後も、保護者とともに、ケア室・保健室で確認の上、通常授業へ移行する。
- * 医ケア申請がない場合でも、健康面で配慮が必要とされる児童生徒については、同様の対応を検討する。

【校外学習時の看護師帯同の対応について】

(1) 看護師帯同の条件

「校外学習における県立学校看護師による医療的ケアの実施について」（教県第 1942 号 令和 4 年 2 月 18 日）に示されている条件及び、本校の「校外学習における県立学校看護師による医療的ケア実施チェックリスト」の条件を満たす場合に看護師帯同が可能である。

(2) 看護師帯同の体制の条件

- ・保護者が看護師帯同を希望することを前提とする。
- ・吸入や水分注入などのケアスケジュールは出発前および帰校後に調整可能であり、校外学習中に医療的ケアの実施が不要な場合は、看護師の帯同は行わない。
- ・看護師の帯同により学校内の医療的ケア体制に支障がないこと。
- ・帯同人数は医療的ケアの内容、活動場所、所要時間等を考慮し、個別に判断する。
- ・緊急時対応が看護師のみでは困難な場合、保護者に付き添いを依頼する。
- ・看護師が帯同する場合、児童生徒の実態に応じて管理者（校長または教頭）が引率する。
- ・看護師は家庭で調理された弁当（ペースト食）の注入は衛生管理上、不可とする。

(3) 事前準備と確認事項

- ・校外学習チェックリストの活用（医療的ケア内容、看護師帯同の可否など）
- ・「校外学習実施計画手順フローチャート」に沿って確認
- ・健康状態の確認（1 週間前～当日）
- ・保護者との同意・確認（別記様式の署名、医療機器準備、緊急時連絡体制）

(4) 緊急時対応

- ・緊急時個人マニュアルの確認、保護者への連絡方法の確認。
- ・発作時の緊急時薬の使用については、他の校外学習同様、教諭優先で行うが看護師も緊急時は協力して対応する。
- ・現場の判断と指示書にそって実施、管理者への電話による指示確認は不要（状況報告は、現場が落ち着いてから行う）。

【泊を伴う学習】

(1) 保護者の付き添いパターンはケアの内容によって検討する

①保護者の同行 ②ケアが必要な時間帯に保護者が現地で対応

(2) 学習時には担任・担当教諭が対応を行い、医ケアについては保護者に実施してもらう。

(3) 夜間、医ケアを必要としない場合は、担任・担当教諭との同部屋を検討する。

*医ケア申請していないが、健康面で配慮が必要な場合にも、保護者が同行することを検討する。

例) 学校では医ケアを行っていないが、朝夕などに自宅でケアを行っている場合。

夜間等の対応が必要な場合。飛行機に搭乗することと関連し対応が必要となる場合 …等

【その他の行事】

(1) 学校行事（卒業式、文化祭など）においては、下校時間以降の医療的ケアは保護者（または保護者代理の方）の対応となります。

(2) 入学式及び高校入試の際の医療的ケアは、保護者（または保護者代理の方）が対応となります。

(3) 就業体験、居住地交流などの校外活動の場合は、保護者の付き添いを依頼し、調整を行います。

<行事計画に関する確認事項>

- ① 総務は、諸行事計画書立案前に、医ケアを実施している児童生徒の担任・担当教諭へ声をかけ、参加の可否等を確認する（「諸行事計画書」参照）。確定後の計画書・資料等は保健室へ資料（データ）を提供する。（救急バッグ準備、医ケアスケジュール確認のため）
- ② 担任・担当教諭は、医療的ケアの時間やケア内容の変更が必要か確認し、通常授業と異なる時間割のためケア時間の変更・調整が必要な場合は、事前に保護者と養護教諭（学校看護師）へ連絡調整する。また、医ケア時間の変更などがある場合は、行事の1週間前までに保護者や養護教諭（学校看護師）との調整を終える。

学校看護師（医療的ケア看護職員）について

1. 勤務時間 A:8:20～15:20 B:8:30～15:30（休憩60分含む） 実働6時間 雇用
 2. 学校看護師が実施できる範囲
 - (1) 学校看護師が対応する児童生徒は、医療的ケアの申請児童生徒に限る。
 - (2) 医療的ケアの範囲は、県で定められた内容を基本とする（吸引・導尿・経管栄養等）。
 - (3) 児童生徒下校後は、保護者、保護者代理の方へ対応を引き継ぐ。
 - (4) 学校看護師不在時や学校行事等は、保護者と連携しながら協働でケアを行う。
 - (5) 医ケア開始時間は(8:35)を基本とし、医ケア開始時間の前に登校している場合は保護者（移動支援等の保護者代理）と担任で対応する。
- * 下校時間に保護者やデイサービス等の引き渡しが遅くなると、学校看護師の勤務時間を超過することがあるため、下校時間の45～15分前までには、下校時の健康チェックおよび医ケア実施が終わるように、授業の調整や協力等をお願いします。

医ケアに関する安全管理とヒヤリ・ハットについて

<経管栄養（鼻腔）児の給食について>

経管栄養（鼻腔）を行っている児童生徒の給食の経口摂取については、以下の条件がそろっていれば、職員による摂食指導が可能。条件がそろうまでは保護者が摂食の対応を行う。

◎ 学校職員による摂食指導が可能となる条件 ◎

- ① 日常的に、家庭で鼻腔チューブを入れた状態での経口摂取が行われていること
- ② 「医療的ケア実施指示書」の中に、主治医による「鼻腔チューブを入れた状態での経口摂取が可能である」という指示があること
- ③ 対象児童生徒が、医療機関で専門職（医師・歯科医師・栄養士・療法士等）による定期的な指導を受けていること（※定期的とは、複数回指導の計画・実施がなされており、今後も継続的に摂食の評価を受け

る機会があること)

- ④ 保護者から給食の摂食を担当する職員へ、摂食方法を伝授すること
- ⑤ 「医ケア連絡票」等に経口摂取を行うことを保護者で記入し、毎回担任と確認をすること
- ⑥ 学校看護師・養護教諭による健康チェックで体調不良や摂食が困難であると判断した場合、無理な経口摂食を行わないこととし、電話等で実施できないことを保護者と確認すること
- ⑦ 摂食を中止した場合の対応について、保護者と確認が取れていること（経口摂取を中止し、栄養剤へ切り替える等）
- ⑧ 緊急時の対応について、嘔吐や鼻腔チューブの抜去等トラブルが起きた際には、保護者にすぐに連絡が取れ、学校にすぐかけつけられる状態であること

<緊急時シミュレーションについて>

- ① 緊急時シミュレーションは、学校で安全・安心に学習するために必要な緊急時体制整備の一つです。担任・担当職員と健康教育部および学部主事等で連携し、多くの関係職員で共有します。
- ② 基本的に、担任・担当教諭が「緊急時連絡体制マニュアル」を作成します。養護教諭・学校看護師・保護者とも協力し、マニュアルの見直しや緊急時シミュレーションの実施をすすめます。

<医ケア申請者のバス乗車について>

医ケア申請者は、基本的に学校バスでの通学が出来ません（医ケア実施者の不在の為）。

ただし、バス乗車中に医ケアの対応を必要としない場合には、バス通学が認められる場合もあります。

- ① 医ケアが定時に行われるものである場合。例) 導尿、経管栄養のみ等
 - ② 健康状態が安定しており、緊急時の対応として吸引・酸素投与等の緊急時対応を必要としない場合。
- ※ 日々の健康状態等を学校職員が十分に把握した後の検討となります。

<ヒヤリ・ハットの集積・分析>

「ヒヤリ・ハット」とは、医療的ケアの実施に関係なく「児童生徒の身体に大きな影響を及ぼすことはなかったが、日々の様々な場面でヒヤリとしたり、ハットとしたりした経験」と捉え、偶発事象も含めて検証しています。

特別支援学校におけるヒヤリ・ハットの集積・分析は、医療的ケアによる事故を防ぐためだけではなく、よりよい医療的配慮を実践していくためのものであり、ヒヤリとした出来事の原因を分析し、報告をあげ、情報を共有することで、同じような出来事を未然に防ぐことができる目的があります。

→ 「ヒヤリ・ハット報告書」 必携 F-10・11